

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行情報 平成 23 年中間事業年度」(以下「本発行情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 23 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、本発行情報概要書の日付現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「金融商品取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 東京 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	11
3【事業等のリスク】	21
4【経営上の重要な契約等】	23
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
第3【設備の状況】	23
1【主要な設備の状況】	23
2【設備の新設、除却等の計画】	23
第4【機構の状況】	24
1【出資金等の状況】	24
2【役員の状況】	24
第5【経理の状況】	24
【中間財務諸表等】	25
(1)【中間財務諸表】	25
①【中間貸借対照表】	25
②【中間損益計算書】	26
③【中間純資産変動計算書】	27
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	29
(2)【主な資産及び負債の内容】	67
(3)【その他】	67
第6【機構の参考情報】	67
監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第2期中 平成21年9月	第3期中 平成22年9月	第4期中 平成23年9月	第2期 平成22年3月	第3期 平成23年3月
経常収益 (百万円)	280,672	272,004	259,307	558,528	539,997
経常利益 (百万円)	128,382	126,157	118,881	250,170	247,569
当期純利益 (百万円)	6,394	7,783	11,176	8,866	16,074
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	58,318	75,037	83,361	60,613	69,382
総資産額 (百万円)	23,284,034	23,442,512	23,567,505	23,184,998	23,226,787
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	286,017	297,528	334,096	△5,520	△166,498
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△293,651	△305,560	△429,477	△109,338	527,170
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	8,532	6,696
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	247,956	141,232	421,251	149,264	516,633
職員数 (人)	79	81	88	81	83

(注) 1. 機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

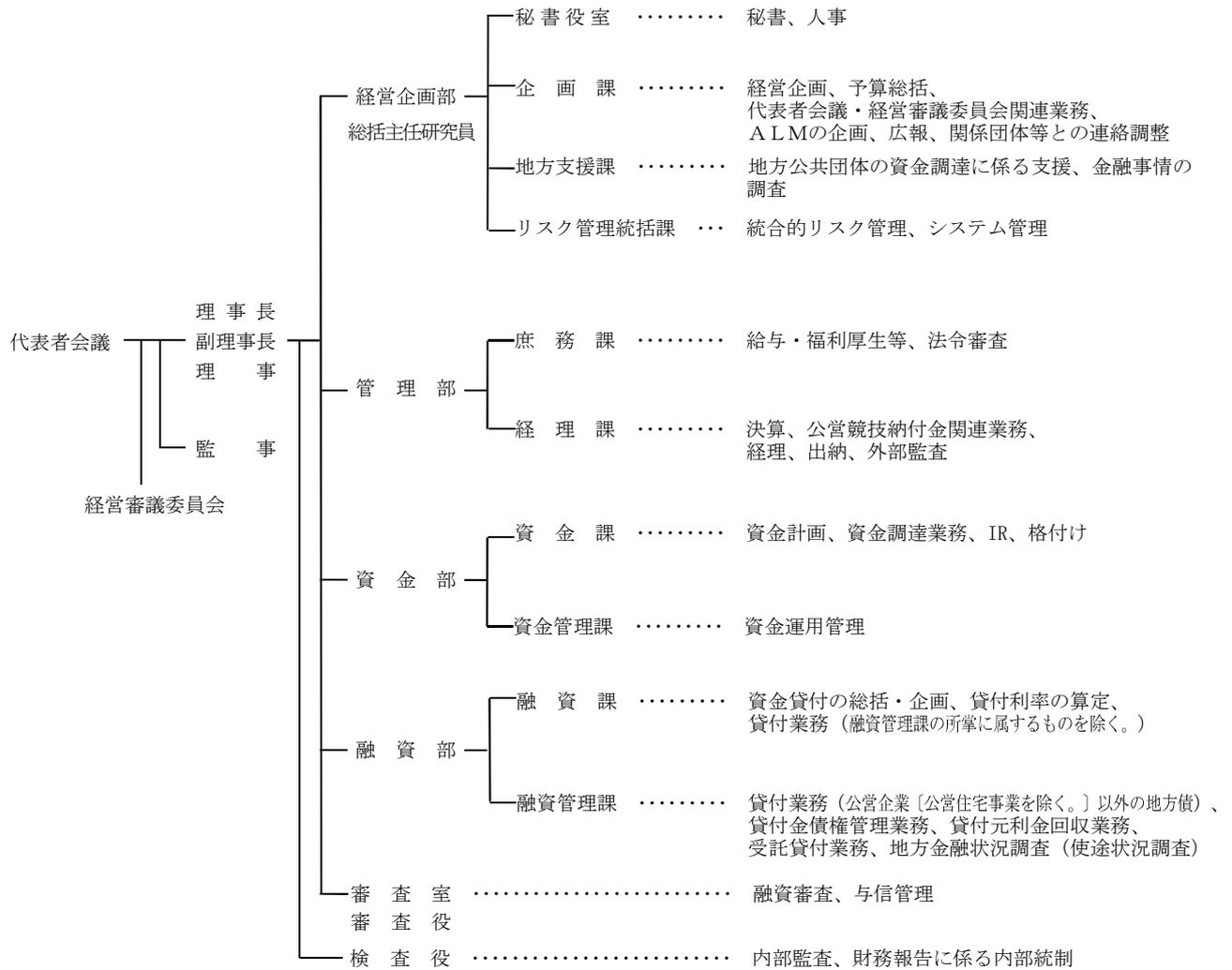
2. 機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 公庫の出資金166億円(全額政府出資)については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。機構の出資金は、全地方公共団体(都道府県・市区町村)の出資によるものであります。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 23 年 9 月 30 日現在)



3【従業員の状況】

平成 23 年 9 月現在における機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与の支給基準については、一般職の国家公務員の給与に準ずることとしております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,593億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,591億円であります。また、経常費用は1,404億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,369億円であります。

この結果、経常利益は1,188億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額64億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,141億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は111億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が76億円、管理勘定が35億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆5,675億円、負債の部につきましては債券等の23兆4,841億円、純資産の部につきましては地方公共団体出資金等833億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが3,340億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは4,294億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は4,212億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成23年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

また、地方公共団体が東日本大震災に対する必要な対策を速やかに講じられるよう、国の平成23年度補正予算(第1号)等に対応し、平成23年5月2日に改定されました。

その結果、平成23年度の地方債計画は、総額14兆7,197億円規模とされ、そのうち一般会計債は5兆8,124億円、公営企業債は2兆3,280億円、公営企業借換債は300億円、臨時財政対策債は6兆1,593億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、公営企業借換債及び臨時財政対策債について、1兆9,687億円が計上されました。

(貸付計画)

平成23年度の貸付計画は、1兆8,431億円(当年度分7,499億円、過年度分1兆932億円)といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、4,503件、8,539億66百万円(当年度分613億78百万円、過年度分7,925億88百万円)の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区に対するものが最も多く、67.7%を占めております。

同意・許可前貸付については、1件、12億32百万円の貸付けを行いました。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・受託貸付(公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け)

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、25億93百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成23年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金198,130件、7,429億17百万円、利息233,344件、2,603億74百万円を収納しました。

なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在25億43百万円）は平成23年9月末日までに全額償還されております。

また、繰上償還として元金1,280件、1,051億61百万円及びこれに伴う利息20件、2百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、平成23年度公債費負担対策によるもの及び旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

このほか同意（許可）前貸付については、利息1件、0.3百万円を収納しました。

平成23年9月末における公社貸付を含む長期貸付残高は230,861件、22兆2,377億44百万円、同意前貸付及び許可前貸付残高は1件、12億32百万円で、その事業別長期貸付残高は8ページの表のとおりであります。

また、平成23年9月末における受託貸付残高は24,868件、3,448億89百万円であります。

平成 23 年度地方債計画資金区分（改定後）

（単位：億円）

項 目	平成 23 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	20,171	6,583	1,478	12,110
2 公営住宅建設事業	1,590	566	526	498
3 災害復旧事業	8,780	8,780		
4 教育・福祉施設等整備事業	4,526	2,511	123	1,892
(1) 学校教育施設等	1,933	1,274		659
(2) 社会福祉施設	215		123	92
(3) 一般廃棄物処理	1,000	841		159
(4) 一般補助施設等	778	396		382
(5) 施設（一般財源化分）	600			600
5 一般単独事業	16,555		3,238	13,317
(1) 一般	4,794		479	4,315
(2) 地域活性化	500		119	381
(3) 防災対策	987		236	751
(4) 地方道路等	2,474		543	1,931
(5) 旧合併特例	7,800		1,861	5,939
6 辺地及び過疎対策事業	3,112	2,762		350
(1) 辺地対策	412	412		
(2) 過疎対策	2,700	2,350		350
7 公共用地先行取得等事業	490			490
8 行政改革推進	2,800			2,800
9 調 整	100			100
計	58,124	21,202	5,365	31,557
二 公営企業債				
1 水道事業	3,674	1,787	1,512	375
2 工業用水道事業	221		136	85
3 交通事業	2,357	561	848	948
4 電気事業・ガス事業	65		65	
5 港湾整備事業	561	199	47	315
6 病院事業・介護サービス事業	2,844	959	774	1,111
7 市場事業・と畜場事業	224		72	152
8 地域開発事業	1,567			1,567
9 下水道事業	11,659	3,842	3,955	3,862
10 観光その他事業	108		13	95
計	23,280	7,348	7,422	8,510
合 計	81,404	28,550	12,787	40,067
三公営企業借換債	300		300	
四 臨時財政対策債	61,593	17,860	6,600	37,133
五 退職手当債	3,900			3,900
総 計	147,197	46,410	19,687	81,100

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
一般会計債					
公共事業等債	3,900	-	-	-	-
公営住宅事業	18,200	-	14,953	14,953	1.8
社会福祉施設整備事業	12,600	20	11,718	11,737	1.4
一般事業	20,800	-	7,815	7,815	0.9
地域活性化事業	12,500	83	7,637	7,720	0.9
防災対策事業	21,900	-	22,510	22,510	2.6
合併特例事業	172,500	-	146,690	146,690	17.2
地方道路等整備事業	176,300	61	105,720	105,781	12.4
計	438,700	163	317,043	317,206	37.1
臨時財政対策債	729,800	258	300,996	301,254	35.3
(一般会計債等分計)	1,168,500	421	618,039	618,460	72.4
公営企業債					
水道事業(上水道)	110,300	1,520	5,669	7,189	0.8
(簡易水道)	13,000	-	8,040	8,040	0.9
交通事業(一般交通)	6,200	-	-	-	-
(都市高速鉄道)	69,600	-	3,762	3,762	0.4
病院事業	66,600	-	3,046	3,046	0.4
下水道事業	341,600	274	144,020	144,294	16.9
工業用水道事業	11,600	-	195	195	0.0
電気事業(水力発電を除く)	2,100	-	-	-	-
(水力発電)	400	-	153	153	0.0
ガス事業	2,600	-	14	14	0.0
介護サービス事業	200	-	2,338	2,338	0.3
市場事業	14,900	-	2,574	2,574	0.3
と畜場事業	1,000	-	552	552	0.1
駐車場事業	200	-	2,027	2,027	0.2
小 計	640,300	1,794	172,389	174,183	20.4
港湾整備事業	3,700	-	2,100	2,100	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	600	-	61	61	0.0
小 計	4,300	-	2,161	2,161	0.3
計	644,600	1,794	174,550	176,344	20.7
公営企業借換債	30,000	59,163	-	59,163	6.9
合 計	1,843,100	61,378	792,588	853,966	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	136,275	16.0
政令指定都市	50,142	5.9
市及び特別区	578,550	67.7
町村	82,555	9.7
企業団・組合等	6,444	0.8
計	853,966	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	197,627	734,523	232,828	258,826
公社貸付	503	8,394	516	1,548
計	198,130	742,917	233,344	260,374
長期貸付繰上償還				
一般貸付	1,271	103,054	20	2
公社貸付	9	2,107	-	-
計	1,280	105,161	20	2
同意(許可)前貸付償還	-	-	1	0
短期貸付償還	-	-	-	-
計	199,410	848,078	(1) 233,364	(0) 260,376

- (注) 1. 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。
2. 括弧書きは、平成23年度同意(許可)前貸付の回収利息であり、外書としております。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
水道事業	3,985,815	17.9	臨時高等学校整備事業	71,941	0.3
工業用水道事業	237,071	1.1	一般事業	20,559	0.1
一般交通事業	18,546	0.1	地域活性化事業	17,748	0.1
都市高速鉄道事業	1,347,692	6.1	防災対策事業	41,061	0.2
電気事業	56,451	0.3	合併特例事業	338,503	1.5
ガス事業	38,847	0.2	地方道路等整備事業	228,832	1.0
港湾整備事業	94,737	0.4	社会福祉施設整備事業	12,954	0.1
病院事業	571,152	2.6	臨時財政対策債	1,515,534	6.8
介護事業	25,429	0.1	一般貸付計	22,108,216	99.4
市場事業	82,485	0.4	道路公社	129,528	0.6
と畜場事業	6,286	0.0	公社貸付計	129,528	0.6
観光施設事業	6,024	0.0			
駐車場事業	75,478	0.3			
地域開発事業	33,582	0.1			
下水道事業	8,848,224	39.8	合計	22,237,744	100.0
公営住宅建設事業	550,266	2.5			
産業廃棄物処理事業	8,236	0.0			
臨時地方道整備事業	3,679,096	16.5			
臨時河川等整備事業	195,667	0.9			

- (注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	263	178,165	5,077	777,180	7,894	222,499	317	25,670	-	-	13,551	1,203,515
青森	225	50,726	1,883	234,491	1,381	47,037	106	13,769	2	10	3,597	346,033
岩手	236	72,604	2,656	261,728	784	32,624	69	3,856	-	-	3,745	370,812
宮城	348	135,643	4,106	381,024	2,349	62,685	93	10,946	19	2,301	6,915	592,599
秋田	233	39,142	4,518	215,075	1,172	17,053	1	19	-	-	5,924	271,289
山形	271	76,959	2,645	203,924	1,916	40,268	118	2,629	10	131	4,960	323,910
福島	312	58,154	3,540	277,650	2,997	65,619	186	25,630	3	317	7,038	427,371
茨城	468	114,936	6,023	345,937	1,266	36,881	201	19,552	4	857	7,962	518,163
栃木	191	51,905	3,144	231,141	903	26,556	4	3,640	13	940	4,255	314,182
群馬	289	71,716	3,541	204,065	1,748	40,382	26	6,122	-	-	5,604	322,285
埼玉	226	220,363	5,305	507,052	1,582	43,372	226	18,874	16	2,070	7,355	791,731
千葉	439	146,747	4,247	492,612	782	21,037	395	53,876	12	3,073	5,875	717,346
東京	146	218,028	1,739	225,158	212	5,922	21	16,295	-	-	2,118	465,403
神奈川	225	153,878	2,494	905,101	847	27,842	77	126,099	-	-	3,643	1,212,919
新潟	259	53,353	8,208	496,458	851	20,459	139	14,414	-	-	9,457	584,685
富山	297	55,762	3,521	244,017	462	23,427	125	12,548	20	1,086	4,425	336,840
石川	189	36,267	2,597	229,414	1,235	51,705	11	1,479	10	827	4,042	319,692
福井	284	64,785	2,022	119,594	932	19,371	71	4,660	1	5	3,310	208,415
山梨	152	54,310	3,113	125,365	1,083	19,080	146	6,720	2	324	4,496	205,800
長野	234	60,164	4,270	335,957	3,016	84,059	170	11,491	25	2,384	7,715	494,053
岐阜	181	94,731	4,266	248,738	1,147	36,110	1	26	7	506	5,602	380,112
静岡	365	96,578	4,611	402,529	564	19,060	72	11,569	22	1,616	5,634	531,353
愛知	311	211,995	5,092	762,315	844	25,846	121	7,712	57	43,323	6,425	1,051,192
三重	416	108,760	3,744	255,723	986	27,803	30	3,340	5	48	5,181	395,673
滋賀	228	66,168	4,035	239,295	523	13,228	67	3,973	8	702	4,861	323,365
京都	219	57,423	3,182	458,890	925	25,986	5	3,320	16	1,838	4,347	547,456
大阪	126	99,630	4,602	1,341,193	728	23,960	257	77,360	69	19,071	5,782	1,561,215
兵庫	326	232,133	7,027	873,013	1,659	74,863	478	79,679	76	14,597	9,566	1,274,284
奈良	265	114,048	2,184	134,216	1,632	44,751	2	232	6	3,014	4,089	296,262
和歌山	123	24,565	1,355	147,894	1,051	41,869	15	1,950	-	-	2,544	216,278
鳥取	206	34,702	1,291	98,137	1,803	48,674	22	890	-	-	3,322	182,403
島根	207	81,091	2,296	197,232	413	18,688	35	1,750	-	-	2,951	298,761
岡山	324	136,141	4,659	400,704	1,264	34,723	111	28,223	-	-	6,358	599,791
広島	376	114,137	4,257	553,294	905	30,432	2	930	17	9,689	5,557	708,482
山口	457	80,469	4,191	218,660	510	13,436	144	11,321	4	462	5,306	324,349
徳島	210	47,457	1,222	90,923	725	23,548	3	162	-	-	2,160	162,090
香川	250	36,185	2,087	106,958	783	18,686	6	685	-	-	3,126	162,515
愛媛	144	26,079	2,279	198,054	566	19,651	10	607	-	-	2,999	244,390
高知	154	42,152	1,307	125,019	557	15,951	4	12,316	6	187	2,028	195,626
福岡	122	74,076	4,162	858,672	1,628	78,732	247	23,263	32	18,329	6,191	1,053,072
佐賀	44	19,834	1,457	134,859	547	27,434	112	12,808	2	50	2,162	194,986
長崎	157	34,249	2,575	240,964	563	17,706	19	1,741	11	722	3,325	295,382
熊本	195	46,094	2,810	234,154	1,410	41,365	26	2,525	11	268	4,452	324,406
大分	134	37,679	2,164	150,638	136	4,055	-	-	-	-	2,434	192,372
宮崎	194	47,498	2,019	161,214	696	21,343	3	168	-	-	2,912	230,224
鹿児島	176	94,441	2,315	174,853	738	17,960	4	1,031	7	783	3,240	289,067
沖縄	231	68,955	1,278	88,528	776	16,235	35	1,878	-	-	2,320	175,596
合計	11,428	4,040,883	157,116	15,709,612	57,491	1,689,974	4,333	667,747	493	129,528	230,861	22,237,744

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(126件、37,330百万円)を含みます。

2. 四捨五入により計が合わないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は4,320億円（額面）であり、その内訳は10年債1,950億円、20年債1,050億円、5年債400億円、FLIP920億円となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行額は10年債1,900億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債2,550億円（額面）、政府保証債6年債500億円（額面）を発行しました。

この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の当中間事業年度末発行残高は18兆5,685億45百万円（額面）となっております。

なお、機構債券の発行条件は、以下のとおりであります。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債）

区分 回数	年限	発行額 （億円）	表面利率 （%）	発行価額 （円）	払込日 （平成年月日）	満期日 （平成年月日）
第23回	10年	400	1.418	100.00	23.4.21	33.4.28
第24回	10年	300	1.208	100.00	23.5.26	33.5.28
第25回	10年	350	1.178	100.00	23.6.27	33.6.28
第26回	10年	300	1.149	100.00	23.7.25	33.7.28
第27回	10年	300	1.034	100.00	23.8.18	33.8.27
第28回	10年	300	1.048	100.00	23.9.20	33.9.28
第14回	20年	300	2.187	100.00	23.4.27	43.4.28
第15回	20年	350	2.030	100.00	23.6.9	43.6.27
第16回	20年	200	1.846	100.00	23.8.18	43.8.28
第17回	20年	200	1.870	100.00	23.9.20	43.9.26
第5回	5年	200	0.510	100.00	23.5.26	28.5.27
第6回	5年	200	0.435	100.00	23.7.25	28.7.28
F57回	9年	200	1.297	100.00	23.4.27	32.6.19
F58回	9年	30	1.230	100.00	23.4.27	32.4.28
F59回	19年	60	2.164	100.00	23.4.27	42.8.27
F60回	14年	100	1.715	100.00	23.5.10	37.5.20
F61回	30年	30	2.334	100.00	23.5.10	53.4.26
F62回	13年	100	1.491	100.00	23.5.31	36.5.28
F63回	14年	30	1.579	100.00	23.5.31	37.6.20
F64回	15年	50	1.683	100.00	23.5.31	38.5.28
F65回	14年	30	1.583	100.00	23.6.6	37.2.20
F66回	15年	30	1.649	100.00	23.6.6	37.12.19
F67回	16年	30	1.805	100.00	23.6.6	39.6.4
F68回	30年	30	2.243	100.00	23.6.6	53.3.19
F69回	9年	200	1.027	100.00	23.7.28	32.9.18

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会による引受)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第15回	10年	400	1.46	100.00	23.4.21	33.4.21
A号第16回	10年	400	1.25	100.00	23.5.26	33.5.26
A号第17回	10年	300	1.19	100.00	23.6.27	33.6.25
A号第18回	10年	300	1.17	100.00	23.7.25	33.7.23
A号第19回	10年	300	1.12	100.00	23.8.18	33.8.18
A号第20回	10年	200	1.07	100.00	23.9.20	33.9.17

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第23回	10年	400	1.3	99.70	23.4.18	33.4.16
第24回	10年	400	1.1	99.35	23.5.25	33.5.25
第25回	10年	400	1.2	100.00	23.6.14	33.6.14
第26回	10年	400	1.1	99.15	23.7.19	33.7.16
第27回	10年	400	1.0	99.30	23.8.15	33.8.13
第28回	10年	550	1.0	99.10	23.9.14	33.9.14
第1回	6年	500	0.4	99.88	23.9.27	29.9.27

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成 23 年度経営計画並びに平成 23 年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 23 年度経営計画

I 平成 23 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成 23 年度貸付計画の概要

平成 23 年度地方債計画における機構資金の計上額(18,930 億円)を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,431 億円を計上(平成 22 年度貸付計画額 19,331 億円から 900 億円、4.7%の減。詳細は表 1 のとおり)。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び一般事業債について、所要額を計上。また、それ以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債及び社会福祉施設整備事業債について、所要額を計上(なお、公共事業等債については、国庫補助金の一部一括交付金化に伴い、平成 23 年度に創設)。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として計上された臨時財政対策債について、所要額を計上。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上。

(4) 公営企業借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債について、300 億円を計上。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限、据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。
また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成 23 年度においては、1,000 億円程度の補償金免除繰上償還(うち公営企業借換債 300 億円)を実施する。

(表1)

平成23年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成23年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成22年度 貸付計画額〕
			過年度分	当年度分	合計		
一般会計債	公共事業等債	1,305	-	39	3	1,135	-
	公営住宅事業	197	176	6	182	171	193
	社会福祉施設整備事業	123	122	4	126	107	1
	一般事業	224	201	7	208	195	101
	地域活性化事業	119	122	3	125	104	156
	防災対策事業	236	212	7	219	205	224
	合併特例事業	1,861	1,669	56	1,725	1,619	1,743
	地方道路等整備事業	543	1,747	16	1,763	473	1,528
	計	4,608	4,249	138	4,387	4,009	3,946
臨時財政対策債		6,600	3,206	4,092	7,298	2,310	7,887
(一般会計債等分計)		11,208	7,455	4,230	11,685	6,319	11,833
公営企業債	水道事業(上水道)	1,351	562	541	1,103	675	1,176
	(簡易水道)	161	66	64	130	81	141
	交通事業(一般交通)	70	34	28	62	35	62
	(都市高速鉄道)	778	385	311	696	389	697
	病院事業	772	357	309	666	386	667
	下水道事業	3,955	1,834	1,582	3,416	1,978	4,112
	工業用水道事業	136	62	54	116	68	124
	電気事業(水力発電を除く)	25	11	10	21	12	13
	(水力発電)	8	1	3	4	4	3
	ガス事業	32	13	13	26	16	15
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	2
	市場事業	67	122	27	149	33	125
	と畜場事業	5	8	2	10	3	9
	駐車場事業	3	1	1	2	2	1
	小計	7,365	3,457	2,946	6,403	3,683	7,147
	港湾整備事業	47	18	19	37	23	43
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	10	2	4	6	5	8
	小計	57	20	23	43	28	51
	計	7,422	3,477	2,969	6,446	3,711	7,198
公営企業借換債		300	-	300	300	-	300
合計		18,930	10,932	7,499	18,431	10,030	19,331

注1) 事業等は、平成23年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案し算定した。

注3) このうち当年度分は、一般会計債については、3%相当額、臨時財政対策債については、62%相当額、公営企業債については、40%相当額を計上した。

注4) また、過年度分は、23年度に執行が見込まれる前年度からの繰越分である。

注5) 公営企業借換債については、地方債計画額を全額当年度分に計上した。

II 平成 23 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に 10 年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program)、ユーロ MTN プログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

③ 多様な市場における債券発行

JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成 23 年 3 月及び 9 月に、上半期及び下半期の債券発行計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 23 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行を組み合わせで行うこととし、平成 23 年度においては、表 2 のとおり政府保証のない公募債を 9,000 億円、地方公務員共済組合連合会の引受による債券を 3,000 億円発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 23 年度においては、表 2 のとおり 7,100 億円を発行する予定。

(表 2)

平成 23 年度債券発行計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	年間発行予定額
10 年債	3,600 億円程度
20 年債	1,600 億円程度
5 年債・FLIP・その他	3,800 億円程度
計	9,000 億円

※ 貸付状況、市場環境等により変更することがある。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	年間発行予定額
10 年債	3,000 億円

2. 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額
10 年債	5,100 億円
6 年債	2,000 億円
計	7,100 億円

Ⅲ 平成 23 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

Ⅳ 平成 23 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施する。

2. 平成 23 年度地方支援業務の概要

地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で実施する。

(1) 人材育成

地方公共団体の財政運営に必要な金融動向を適切に把握できるよう基礎的な金融知識を提供するとともに、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できる能力を習得できるよう、次の3つの支援事業を実施する。

① 共催研修

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地方公共団体の要望や受講者のレベルに応じた研修を実施する。

③ 実務テキスト

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、総括主任研究員等による地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元する。

このため、専門知識を必要とし、かつ、多くの地方公共団体の資金調達業務の向上に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施する。また、大学等と共催でフォーラムを開催するなど研究成果を地方公共団体に還元する。

(3) 実務支援

個別の地方公共団体からの資金調達に関する支援の要望に対し、金融専門知識や経験を有する機構職員が自治体ファイナンス・アドバイザーとして地方公共団体からのニーズに応じ、きめ細やかな支援を提供する。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣や助成を行う。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣する。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な金融データ、金融知識、参考事例を、ホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め、提供する。

V 平成 23 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

平成 19 年度より実施していた「公庫から機構への安定的なシステム移行」が概ね終了したことから、機構の業務をより効率的・有機的に実施するために業務フローの抜本的な見直しを行ったうえで、平成 25 年度を目途に「システムの再構築」を図る。

2. 平成 23 年度システム投資方針

システムの再構築を実施するため、「機構の新たな業務フロー・システム構成の全体像」及び「具体的な開発内容」等を定めた「開発投資基本計画（システム抜本的見直し計画）」を策定の上、順次システム開発に取り組む。

VI 平成 23 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。その際、民間の金融実務経験者や地方公共団体からの派遣職員など幅広い人材の活用を図るとともに、研修の実施等により、職員の一層の資質・能力の向上に努める。

2. 平成 23 年度における組織・体制の充実強化

(1) 独立性を確保し、融資審査の一層の充実強化を図るため、融資部の「審査室」を分離し「審査役」を設置するなど、その実施体制を強化する。

(2) システム開発、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応等の観点から、必要な職員の確保を図る。

(3) 地方三団体の協力を得て、必要な地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、当該職員等に OJT 研修や金融関連業務に係る実務能力の育成を図るための実務研修を実施する。

②平成23年度事業計画

- 1 平成23年度における貸付金は、1,843,100百万円を予定している。
- 2 平成23年度における貸付回収金は、1,586,913百万円を予定している。
- 3 平成23年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,200,000百万円、政府保証機構債710,000百万円、合計1,910,000百万円を予定している。
- 4 平成23年度における債券償還金は、2,176,130百万円を予定している。
- 5 平成23年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の実施を予定している。
- 6 平成23年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,701百万円を予定している。

③平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,307,881
貸付金	1,843,100
債券償還金	2,176,130
事業損金	288,303
事務費	2,133
支払利息	280,614
債券発行費	5,265
元利金支払手数料	291
固定資産取得費	317
その他	31
資金収入合計	4,024,801
貸付回収金	1,586,913
地方公共団体金融機構債券	1,910,000
事業益金	520,805
公営競技納付金	6,000
雑収入	1,083
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△283,080
前期末現金預け金等	1,000,760
期末現金預け金等	717,679

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれておりません。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

④平成23年度予算

平成 23 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、1,910,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成23年度 予定損益計算書

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	521,673
資金運用収益	521,444
貸付金利息	520,590
有価証券利息及び預け金利息	854
その他の受入利息	73
役務取引等収益	128
その他経常収益	28
経常費用	292,691
資金調達費用	283,507
債券利息	283,251
金利スワップ支払利息	256
役務取引等費用	277
その他業務費用	5,014
営業経費	2,762
人件費	874
業務費	1,200
その他の営業経費	688
その他経常費用	1,131
地方公共団体健全化基金組入額	1,131
経常利益	228,982
特別利益	232,975
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	12,975
特別損失	428,402
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	208,402
当期純利益	33,556

（注） 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成23年度 予定貸借対照表
(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,484,016	債券	18,081,471
有価証券及び現金預け金	717,679	その他負債	13,732
その他資産	15,451	地方公共団体健全化基金	922,810
有形固定資産及び無形固定資産	3,883	基本地方公共団体健全化基金	913,944
		組入地方公共団体健全化基金	8,865
		特別法上の準備金等	4,090,486
		金利変動準備金	880,000
		公庫債権金利変動準備金	3,123,578
		利差補てん積立金	86,908
		負債の部合計	23,108,498
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	33,106
		一般勘定積立金	33,106
		管理勘定利益積立金	62,824
		純資産の部合計	112,531
資産の部合計	23,221,029	負債及び純資産の部合計	23,221,029

⑤収支に関する中期的な計画（平成23年度～平成25年度）

(単位：億円)

科 目	23年度計画	24年度計画	25年度計画
経 常 収 益	5,220	5,210	5,290
経 常 費 用	2,930	3,100	3,450
経 常 利 益	2,290	2,110	1,840
特 別 損 益	△ 1,950	△ 1,640	△ 1,300
当 期 純 利 益	340	470	540

- (注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるものであります。
2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがあります。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 23 年 9 月 30 日現在において機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、 税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構全体の貸付残高は平成 23 年 9 月 30 日現在で 22 兆 2,389 億円となっておりますが、そのうち 0.6%程度の 1,295 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.2%程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。平成 23 年 9 月 30 日現在の金利変動準備金は、一般勘定で 8,800 億円、管理勘定で 3 兆 307 億円、両勘定合計で 3 兆 9,107 億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（指標となる金利(国債レート)の上下 200bp 平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行などにより、金利リスクの軽減に努めてまいります。機構が業務を開始して、まだ、3 年しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成 23 年 9 月 30 日現在のアウトライヤー比率は 14.9%、デュレーションギャップは 0.87 年であり、管理

目標の範囲内となっております。

- ・なお、公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆307億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

(参考) 平成23年9月30日現在

- 一般勘定 ・貸付デュレーション 10.31年・債券(資金調達)デュレーション 9.44年・デュレーションギャップ 0.87年(前年同期比△0.54年)
- 管理勘定 ・貸付デュレーション 6.94年・債券(資金調達)デュレーション 4.34年・デュレーションギャップ 2.60年(前年同期比△0.08年)
- 機構全体 ・貸付デュレーション 7.58年・債券(資金調達)デュレーション 5.22年・デュレーションギャップ 2.36年(前年同期比△0.21年)

また、機構は、債券発行による資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

機構は、債券発行に伴う元金について、外債建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

また、機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、業務の立ち上げ時間の短縮や被災直後の業務レベルの向上を図るために、「業務継続計画」を策定しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,593億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,591億円であります。また、経常費用は1,404億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,369億円であります。

この結果、経常利益は1,188億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額64億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,141億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は111億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が76億円、管理勘定が35億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆5,675億円、負債の部につきましては債券等の23兆4,841億円、純資産の部につきましては地方公共団体出資金等833億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが3,340億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは4,294億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は4,212億円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	809	9,178,100
町村等	937	1,057,000
合計	1,793	16,602,100

(平成23年9月30日現在)

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
副理事長	—	谷川 健次	昭和23年 3月13日生	昭和43年4月 東京都入都 平成14年7月 東京都建設局総務部長 平成17年7月 東京都財務局長 平成19年5月 東京都副知事 平成21年7月 株式会社東京臨海ホールディングス代表取締役社長	平成23年 10月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
副理事長	—	福永 正通	平成23年9月30日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に準じて作成しております。

2. 監査証明について

機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度 平成 22 年 9 月 30 日		当中間事業年度 平成 23 年 9 月 30 日		前事業年度 平成 23 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	21,987,044	93.79	22,238,975	94.36	22,231,856	95.72
有価証券		1,290,009	5.51	886,938	3.77	457,590	1.97
現金預け金		141,232	0.60	421,251	1.79	516,633	2.23
その他資産		20,472	0.09	16,666	0.07	17,033	0.07
有形固定資産	1	2,957	0.01	2,993	0.01	2,918	0.01
無形固定資産		796	0.00	679	0.00	756	0.00
資産の部合計	3	23,442,512	100.00	23,567,505	100.00	23,226,787	100.00
(負債の部)							
債券		18,661,768	79.61	18,549,813	78.71	18,327,190	78.91
その他負債		14,186	0.06	14,145	0.06	17,698	0.08
賞与引当金		51	0.00	51	0.00	41	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	5	0.00	6	0.00
退職給付引当金		204	0.00	159	0.00	195	0.00
役員退職慰労引当金		49	0.00	22	0.00	27	0.00
地方公共団体健全化基金		907,906	3.87	915,818	3.89	915,823	3.94
基本地方公共団体健全化基金		901,407	3.85	908,104	3.85	908,104	3.91
組入地方公共団体健全化基金		6,498	0.02	7,713	0.03	7,719	0.03
特別法上の準備金等	4	3,783,300	16.14	4,004,127	16.99	3,896,421	16.77
金利変動準備金		660,000	2.82	880,000	3.73	660,000	2.84
公庫債権金利変動準備金		3,016,545	12.86	3,030,722	12.86	3,136,532	13.50
利差補てん積立金		106,755	0.45	93,404	0.39	99,889	0.43
負債の部合計		23,367,475	99.68	23,484,143	99.65	23,157,405	99.70
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		9,618	0.04	21,527	0.09	13,860	0.06
一般勘定積立金		5,834	0.02	13,860	0.06	13,860	0.06
一般勘定中間未処分利益		3,783	0.01	7,667	0.03	-	-
評価・換算差額等		5,299	0.02	△5,842	△0.02	△8,645	△0.03
管理勘定利益積立金		43,517	0.19	51,074	0.21	47,565	0.20
管理勘定利益積立金		39,517	0.16	47,565	0.20	47,565	0.20
管理勘定中間未処分利益		4,000	0.01	3,509	0.01	-	-
純資産の部合計		75,037	0.32	83,361	0.35	69,382	0.30
負債及び純資産の部合計		23,442,512	100.00	23,567,505	100.00	23,226,787	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日		前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		272,004	100.00	259,307	100.00	539,977	100.00
資金運用収益		271,889		259,191		539,812	
役務取引等収益		101		96		134	
その他経常収益		14		20		50	
地方公共団体健全化基金受入額		-		5		-	
その他の経常収益		14		14		50	
経常費用		145,847	53.62	140,425	54.15	292,428	54.15
資金調達費用		141,258		136,930		283,177	
役務取引等費用		133		133		269	
その他業務費用		2,290		2,132		4,418	
営業経費		1,196		1,228		2,374	
その他経常費用		967		-		2,187	
地方公共団体健全化基金組入額		967		-		2,187	
経常利益		126,157	46.38	118,881	45.85	247,569	45.85
特別利益		227,128	83.50	226,484	87.34	233,994	43.33
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		7,128		6,484		13,994	
特別損失		345,501	127.02	334,189	128.88	465,489	86.20
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		125,501		114,189		245,489	
中間純利益	1	7,783	2.86	11,176	4.31	16,074	2.98

③ 【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本				
地方公共団体出資金				
前事業年度末残高		16,602	16,602	16,602
当中間事業年度変動額				
当中間事業年度変動額合計		-	-	-
当中間事業年度末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金		5,834	13,860	
前事業年度末残高				5,834
当中間事業年度変動額				
中間純利益		-	-	8,025
当中間事業年度変動額合計		-	-	8,025
当中間事業年度末残高		5,834	13,860	13,860
一般勘定中間未処分利益				
前事業年度末残高		-	-	-
当中間事業年度変動額				
中間純利益		3,783	7,667	-
当中間事業年度変動額合計		3,783	7,667	-
当中間事業年度末残高		3,783	7,667	-
利益剰余金合計				
前事業年度末残高		5,834	13,860	5,834
当中間事業年度変動額				
中間純利益		3,783	7,667	8,025
当中間事業年度変動額合計		3,783	7,667	8,025
当中間事業年度末残高		9,618	21,527	13,860
出資者資本合計				
前事業年度末残高		22,436	30,462	22,436
当中間事業年度変動額				
中間純利益		3,783	7,667	8,025
当中間事業年度変動額合計		3,783	7,667	8,025
当中間事業年度末残高		26,220	38,130	30,462
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
前事業年度末残高		△1,340	△8,645	△1,340
当中間事業年度変動額				
中間純利益		-	-	-
出資者資本以外の項目の 中間事業年度中の変動額 (純額)		6,639	2,803	△7,305
当中間事業年度変動額合計		6,639	2,803	△7,305
当中間事業年度末残高		5,299	△5,842	△8,645

		前中間事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	当中間事業年度 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	前事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
前事業年度末残高		39,517	47,565	39,517
当中間事業年度変動額				
中間純利益		-	-	8,048
当中間事業年度変動額合計		-	-	8,048
当中間事業年度末残高		39,517	47,565	47,565
管理勘定中間未処分利益				
前事業年度末残高		-	-	-
当中間事業年度変動額				
中間純利益		4,000	3,509	-
当中間事業年度変動額合計		4,000	3,509	-
当中間事業年度末残高		4,000	3,509	-
純資産合計				
前事業年度末残高		60,613	69,382	60,613
当中間事業年度変動額				
中間純利益		7,783	11,176	16,074
出資者資本以外の項目の 中間事業年度中の変動額 (純額)		6,639	2,803	△7,305
当中間事業年度変動額合計		14,423	13,979	8,768
当中間事業年度末残高		75,037	83,361	69,382

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		7,783	11,176	16,074
減価償却費		172	176	353
資金運用収益		△271,889	△ 259,191	△539,812
資金調達費用		141,258	136,930	283,177
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		8	10	△1
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		0	△ 0	△0
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		△5	△ 36	△14
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		△6	△ 4	△28
地方公共団体健全化基金の増加額 (△は減少額)		967	△ 5	2,187
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		△94,498	△105,810	25,489
利差補てん積立金の減少額		△7,128	△ 6,484	△13,994
貸付金の純増(△)減		43,183	△ 7,119	△201,628
債券の純増減(△)		125,335	220,760	△211,245
資金運用による収入		273,169	261,313	539,475
資金調達による支出		△141,439	△ 137,009	△279,095
その他		617	△ 608	△7,434
営業活動によるキャッシュ・フロー		297,528	334,096	△166,498
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		3,033,300	1,314,600	6,711,500
有価証券の取得による支出		△3,338,748	△ 1,743,920	△6,184,118
有形固定資産の取得による支出		△12	△ 97	△15
無形固定資産の取得による支出		△99	△ 60	△195
投資活動によるキャッシュ・フロー		△305,560	△ 429,477	527,170
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
公営競技納付金収入		-	-	6,696
公営競技納付金還付支出		-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-	6,696
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△8,031	△ 95,381	367,368
VI 現金及び現金同等物の期首残高		149,264	516,633	149,264
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		141,232	421,251	516,633

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	同左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>機構法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第 46 条第 5 項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>機構法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	—	—	<p>管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
			定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

会計方針の変更

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
資産除去債務に関する会計基準等の適用	当中間事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。	—————	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	—————	当中間事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	—————

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成22年9月30日)	当中間事業年度末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成23年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	150 百万円	230 百万円	193 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、東日本大震災により償還事務に支障を生じた被災16団体に対して、元利金（期</p>

項目	前中間事業年度末 (平成22年9月30日)	当中間事業年度末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成23年3月31日)
		2,543百万円)は、平成23年9月末日までに全額償還されております。	末日現在2,543百万円)の払込期日を延長する措置を講じております。当該団体への貸付金の回収可能性に問題はないものと判断しております。
3. 担保提供資産	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,661,768百万円の一般担保に供しております。	(1) 機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,549,813百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,327,190百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に準ずるものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。 (3) 利差補てん積立金 機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左	(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 3,783百万円 管理勘定 4,000百万円	一般勘定 7,667百万円 管理勘定 3,509百万円	一般勘定 8,025百万円 管理勘定 8,048百万円

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を

行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の間ギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率 (上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。) をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	21,987,044	23,856,686	1,869,641
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	1,290,009	1,289,980	△29
(3) 現金預け金	141,232	141,232	-
資産計	23,418,286	25,287,898	1,869,612
債券	18,661,768	19,528,882	867,113
負債計	18,661,768	19,528,882	867,113
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されているもの	5,338	5,338	-
デリバティブ取引計	5,338	5,338	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年9月30日現在の国債レート

を用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	899,809	899,780	△29
	譲渡性預金	390,200	390,200	-
	小計	1,290,009	1,289,980	△29
合計		1,290,009	1,289,980	△29

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	282,500	282,500	5,338	取引先金融機関から 提示された価格に よっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	80,000	80,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	519,420	399,920	※2	
為替予約等の振 当処理	為替予約	外貨預金	69,000	-	※2	
合計			950,920	762,420	5,338	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,681,737	1,539,688	1,520,632	1,501,674	1,452,738	6,203,717	6,813,932	1,272,923
有価証券								
満期保有目的のもの	1,290,009	-	-	-	-	-	-	-
預け金	141,232	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,070,470	2,082,530	2,456,560	2,358,110	1,711,350	6,599,420	1,200,236	203,139

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行など様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体につ

いては地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成23年9月30日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成23年9月30日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成23年9月30日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 （ ）内は前年同期比

（単位：億円）

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.9% (+5.3%)	△2,726 (△1,190)	△8,450 (△3,216)	+5,724 (+2,027)	18,281 (+2,287)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成23年9月30日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は660億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は670億円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,238,975	23,756,568	1,517,592
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	886,938	886,916	△22
(3) 現金預け金	421,251	421,251	-
資産計	23,547,166	25,064,735	1,517,569
債券	18,549,813	19,282,657	732,844
負債計	18,549,813	19,282,657	732,844
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	2,695	2,695	-
デリバティブ取引計	2,695	2,695	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成23年9月30日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	425,938	425,916	△22
	譲渡性預金	461,000	461,000	-
	小計	886,938	886,916	△22
合計		886,938	886,916	△22

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	123,000	123,000	2,695	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	55,000	-	※2	
合計			756,090	701,090	2,695	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,542,990	1,533,480	1,552,425	1,527,691	1,478,552	6,351,664	6,935,405	1,316,766
有価証券								
満期保有目的のもの	886,938	-	-	-	-	-	-	-
預け金	421,251	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,082,530	2,456,560	2,358,110	1,711,350	1,456,250	6,933,040	1,353,470	217,235

Ⅲ 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行等様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の差異が存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

- ・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成23年3月31日現在の国債レートを用いております。

- ・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成23年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成23年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年度比

(単位：億円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.6% (+6.0%)	△2,339 (△1,169)	△6,926 (△3,284)	+4,587 (+2,116)	15,976 (+2,296)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は683億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は693億円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,231,856	23,462,149	1,230,293
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	457,590	457,582	△7
(3) 現金預け金	516,633	516,633	-
資産計	23,206,079	24,436,365	1,230,285
債券	18,327,190	18,873,549	546,359
負債計	18,327,190	18,873,549	546,359
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されているもの	△789	△789	-
デリバティブ取引計	△789	△789	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローに、平成23年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	86,990	86,982	△7
	譲渡性預金	370,600	370,600	-
	小計	457,590	457,582	△7
	合計	457,590	457,582	△7

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	100,000	100,000	△789	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	138,000	-	※2	
合計			816,090	678,090	△789	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,579,622	1,551,565	1,544,319	1,510,292	1,478,709	6,288,292	6,911,416	1,367,638
有価証券								
満期保有目的のもの	457,590	-	-	-	-	-	-	-
預け金	516,632	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,176,130	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	6,865,040	1,286,338	211,452

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	899,809	899,780	△29	-	△29
譲渡性預金	390,200	390,200	-	-	-
合計	1,290,009	1,289,980	△29	-	△29

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	425,938	425,916	△22	-	△22
譲渡性預金	461,000	461,000	-	-	-
合計	886,938	886,916	△22	-	△22

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	86,990	86,982	△7	-	△7
譲渡性預金	370,600	370,600	-	-	-
合計	457,590	457,582	△7	-	△7

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>(1) 取引の内容 機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・ 金利スワップ ヘッジ対象・・・ 債券 b ヘッジ手段・・・ 通貨スワップ ヘッジ対象・・・</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	<p style="text-align: center;">外貨建債券</p> <p style="text-align: center;">c ヘッジ手段・・・ 為替予約 ヘッジ対象・・・ 外貨預金の元 利金の受取</p> <p>③ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動 リスク又は為替変動リスク を回避する目的で金利ス ワップ取引または通貨ス ワップ取引を行っており、 ヘッジ対象の識別は個別契 約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺す るヘッジにおいては、ヘッ ジ対象とヘッジ手段に関す る重要な条件がほぼ同一と なるようなヘッジ指定を 行っているため、高い有効 性があるとみなしており、 これをもって有効性の判定 に代えております。 また、特例処理の要件を 満たしている金利スワップ 並びに振当処理の要件を満 たしている通貨スワップ及 び為替予約については、有 効性の評価を省略しており ます。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関す る主なリスクには市場リス ク及び信用リスクがありま す。市場リスクとは、市場 の価格の変動によって将来 の収益が変動するリスクで あります。信用リスクとは、 取引の相手方が倒産等によ り契約を履行できなくなり 損失を被るリスクでありま す。 ヘッジ目的のデリバティ ブ取引は、市場リスクにつ</p>	<p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動 リスク又は為替変動リスク を回避する目的で金利ス ワップ取引又は通貨スワ ップ取引を行っており、ヘッ ジ対象の識別は個別契約ご とに行っております。 また、外貨預金の元利金 の受取に係る為替変動リス クを回避するため、外貨預 金預入時に為替予約を付し ております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関す る主なリスクには市場リス ク及び信用リスクがありま す。市場リスクとは、市場 の価格の変動によって将来 の収益が変動するリスクで あります。信用リスクとは、 取引の相手方が倒産等によ り契約を履行できなくなり 損失を被るリスクでありま す。 ヘッジ目的のデリバティ ブ取引は、市場リスクにつ</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>いてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>いてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(勘定別情報関係)
I 前中間事業年度

勘定別情報 (中間貸借対照表関係)
(平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	2,454,719	19,532,325		21,987,044
有価証券	1,290,009			1,290,009
現金預け金	141,232			141,232
その他資産	6,745	13,726		20,472
有形固定資産	2,957			2,957
無形固定資産	796			796
一般勘定貸		951,820	△ 951,820	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	592,831		△ 592,831	
資産の部合計	4,489,292	20,497,871	△ 1,544,651	23,442,512
負債の部				
債券	1,936,399	16,725,369		18,661,768
その他負債	1,333	12,852		14,186
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	204			204
役員退職慰労引当金	49			49
地方公共団体健全化基金	907,906			907,906
基本地方公共団体健全化基金	901,407			901,407
組入地方公共団体健全化基金	6,498			6,498
管理勘定借	951,820		△ 951,820	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		592,831	△ 592,831	
特別法上の準備金等	660,000	3,123,300		3,783,300
金利変動準備金	660,000			660,000
公庫債権金利変動準備金		3,016,545		3,016,545
利差補てん積立金		106,755		106,755
負債の部合計	4,457,772	20,454,354	△ 1,544,651	23,367,475
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	9,618			9,618
一般勘定積立金	5,834			5,834
一般勘定中間未処分利益	3,783			3,783
評価・換算差額等	5,299			5,299
管理勘定利益積立金		43,517		43,517

管理勘定利益積立金		39,517		39,517
管理勘定中間未処分利益		4,000		4,000
純資産の部合計	31,519	43,517		75,037
負債及び純資産の部合計	4,489,292	20,497,871	△ 1,544,651	23,442,512

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	28,973	260,254	△ 17,223	272,004
資金運用収益	20,532	251,356		271,889
役務取引等収益	101			101
その他経常収益	14			14
管理勘定事務受託費	435		△ 435	
地方公共団体健全化基金受取利息	7,890		△ 7,890	
一般勘定貸受取利息		158	△ 158	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		8,738	△ 8,738	
経常費用	25,190	137,880	△ 17,223	145,847
資金調達費用	12,928	128,330		141,258
役務取引等費用	11	122		133
その他業務費用	1,246	1,043		2,290
営業経費	1,138	58		1,196
その他経常費用	967			967
地方公共団体健全化基金組入額	967			967
管理勘定借支払利息	158		△ 158	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	8,738		△ 8,738	
一般勘定事務委託費		435	△ 435	
地方公共団体健全化基金支払利息		7,890	△ 7,890	
経常利益	3,783	122,373		126,157
特別利益	220,000	227,128	△ 220,000	227,128
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		7,128		7,128
特別損失	220,000	345,501	△ 220,000	345,501
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		125,501		125,501
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	3,783	4,000		7,783

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	4,426,370	17,812,605		22,238,975
有価証券	886,938			886,938
現金預け金	421,251			421,251
その他資産	4,830	11,836		16,666
有形固定資産	2,993			2,993
無形固定資産	679			679
一般勘定貸		1,153,035	△ 1,153,035	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	442,831		△ 442,831	
資産の部合計	6,185,895	18,977,478	△ 1,595,867	23,567,505
負債の部				
債券	3,202,908	15,346,904		18,549,813
その他負債	1,604	12,540		14,145
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	5			5
退職給付引当金	159			159
役員退職慰労引当金	22			22
地方公共団体健全化基金	915,818			915,818
基本地方公共団体健全化基金	908,104			908,104
組入地方公共団体健全化基金	7,713			7,713
管理勘定借	1,153,035		△ 1,153,035	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		442,831	△ 442,831	
特別法上の準備金等	880,000	3,124,127		4,004,127
金利変動準備金	880,000			880,000
公庫債権金利変動準備金		3,030,722		3,030,722
利差補てん積立金		93,404		93,404
負債の部合計	6,153,607	18,926,403	△ 1,595,867	23,484,143
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	21,527			21,527
一般勘定積立金	13,860			13,860
一般勘定中間未処分利益	7,667			7,667
評価・換算差額等	△ 5,842			△ 5,842
管理勘定利益積立金		51,074		51,074

管理勘定利益積立金		47,565		47,565
管理勘定中間未処分利益		3,509		3,509
純資産の部合計	32,287	51,074		83,361
負債及び純資産の部合計	6,185,895	18,977,478	△ 1,595,867	23,567,505

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	39,741	233,681	△ 14,115	259,307
資金運用収益	33,445	225,746		259,191
役務取引等収益	96			96
その他経常収益	20			20
地方公共団体健全化基金受入額	5			5
その他の経常収益	14			14
管理勘定事務受託費	423		△ 423	
地方公共団体健全化基金受取利息	5,756		△ 5,756	
一般勘定貸受取利息		196	△ 196	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		7,739	△ 7,739	
経常費用	32,074	122,467	△ 14,115	140,425
資金調達費用	21,694	115,235		136,930
役務取引等費用	19	113		133
その他業務費用	1,245	887		2,132
営業経費	1,178	50		1,228
管理勘定借支払利息	196		△ 196	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	7,739		△ 7,739	
一般勘定事務委託費		423	△ 423	
地方公共団体健全化基金支払利息		5,756	△ 5,756	
経常利益	7,667	111,214		118,881
特別利益	220,000	226,484	△ 220,000	226,484
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		6,484		6,484
特別損失	220,000	334,189	△ 220,000	334,189
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		114,189		114,189
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	7,667	3,509		11,176

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	3,586,125	18,645,731		22,231,856
有価証券	457,590			457,590
現金預け金	516,633			516,633
その他資産	2,420	14,612		17,033
有形固定資産	2,918			2,918
無形固定資産	756			756
一般勘定貸		827,351	△ 827,351	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	442,831		△ 442,831	
資産の部合計	5,009,275	19,487,695	△ 1,270,183	23,226,787
負債の部				
債券	2,580,904	15,746,285		18,327,190
その他負債	3,107	14,590		17,698
賞与引当金	41			41
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	195			195
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	915,823			915,823
基本地方公共団体健全化基金	908,104			908,104
組入地方公共団体健全化基金	7,719			7,719
管理勘定借	827,351		△ 827,351	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		442,831	△ 442,831	
特別法上の準備金等	660,000	3,236,421		3,896,421
金利変動準備金	660,000			660,000
公庫債権金利変動準備金		3,136,532		3,136,532
利差補てん積立金		99,889		99,889
負債の部合計	4,987,458	19,440,129	△ 1,270,183	23,157,405
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	13,860			13,860
一般勘定積立金	13,860			13,860
評価・換算差額等	△ 8,645			△ 8,645
管理勘定利益積立金		47,565		47,565
純資産の部合計	21,816	47,565		69,382
負債及び純資産の部合計	5,009,275	19,487,695	△ 1,270,183	23,226,787

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	62,032	512,245	△ 34,380	539,997
資金運用収益	45,152	494,659		539,812
役務取引等収益	134			134
その他経常収益	50			50
管理勘定事務受託費	962		△ 962	
地方公共団体健全化基金受取利息	15,730		△ 15,730	
一般勘定貸受取利息		594	△ 594	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		16,992	△ 16,992	
経常費用	54,006	272,702	△ 34,280	292,428
資金調達費用	29,637	253,540		283,177
役務取引等費用	26	243		269
その他業務費用	2,303	2,115		4,418
営業経費	2,264	109		2,374
その他経常費用	2,187			2,187
地方公共団体健全化基金組入額	2,187			2,187
管理勘定借支払利息	594		△ 594	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	16,992		△ 16,992	
一般勘定事務委託費		962	△ 962	
地方公共団体健全化基金支払利息		15,730	△ 15,730	
経常利益	8,025	239,543		247,569
特別利益	220,000	233,994	△ 220,000	233,994
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		13,994		13,994
特別損失	220,000	465,489	△ 220,000	465,489
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		245,489		245,489
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	8,025	8,048		16,074

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 23 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 421,251 百万円その他であります。

その他資産 前払費用 82 百万円、未収収益 14,080 百万円（貸付金利息 13,633 百万円その他）、その他の資産 2,503 百万円（金利スワップ資産 2,386 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債 未払費用 13,978 百万円、その他の負債 158 百万円（未払金 123 百万円、リース債務 32 百万円その他）その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書

平成23年11月22日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊 雄 司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋澤 克彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている中間財務諸表は、独立監査人の監査を受けた中間財務諸表について、当機構において前中間事業年度及び前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。